

岐阜県公報

目 次

公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（刑事総務課）五五一

ページ

告 示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表（森林整備課）五五二
建築基準法に規定する数値等の変更

（建築指導課）五五二

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

（商業流通課）五五三
（同）五五三

公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第五号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成二十二年岐阜県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「生活安全部、刑事部」を「刑事部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年九月一日から施行する。

告 示

第 二 千 百 七 十 六 号
平成二十二年八月二十四日

（火曜日）

岐阜県告示第四百六十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十二年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御高町一円

2 期間

平成二十二年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいつ。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の一の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の一の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日

から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第四百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六号第一項第二号二及び別表第三（欄五）の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十二年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

瑞穂市、本巣市、安八郡安八町及び本巣郡北方町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び次の表の上欄に掲げる市町の区域に心して同表下欄に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

市 町 名	縦 覧 場 所
瑞穂市	岐阜建築事務所及び瑞穂市都市整備部都市開発課
本巣市	岐阜建築事務所及び本巣市産業建設部都市計画課
安八郡安八町	西濃建築事務所及び安八町建設部産業建設課
本巣郡北方町	岐阜建築事務所及び北方町都市環境農政課

三 適用年月日

平成二十二年八月二十七日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年八月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年八月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ―

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロ―岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割三三二一番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

（変更前）二一〇台

（変更後）一三五台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ―

二 建物の名称及び所在地

（仮称）パロ―郡上店

郡上市八幡町稲成字ツトテ八四四番一 外

平成二十二年八月二十四日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター